

分析結果報告書

東海技水第 25121545-001 号

令和 7 年 6 月 11 日

滋賀県知事 三日月 大造

様

計量証明事 登録 第262号
一般財団 技術
理 井
名古屋市長 目
TEL(052)771-3161 F 465-0021

持込	(令和 7 年 6 月 5 日受入)	試料の種類・採取場所・採取日時・天候・採取者名は 依頼者のお申し出により記入しました。		
試料の種類	脱水汚泥			
採取場所	湖南中部浄化センター 脱水機棟1			
採取日時	令和 7年 6月 4日	9時50分	天候	晴・曇
採取者名	日本メンテナンスエンジニアリング株式会社 琵琶湖事業所			

上記試料に対する分析結果を次のとおり報告します。

分 析 対 象		単 位	分 析 結 果	備 考
1	水分	%	76.0	
2	熱しゃく減量	%	85.2	
3	発熱量 (以下余白)	J/g	19700	
〔備考〕 業務名：令和4年度 第GS55-32号 琵琶湖流域下水道湖南中部処理区 汚水汚泥処理維持管理等業務委託 有害項目汚泥分析業務 〔分析方法〕 水分及び熱しゃく減量：厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知 第95号(昭和52.11)別紙2のⅡを準用 発熱量：下水試験方法(2012) 第5編第1章第16節 自動熱量計を用いる方法(内筒水を自動給水する方法)				

本票は計量法第110条の2第1項に規定する計量証明書です。

		計 量 証 明 書		PAGE 1 / 2	
住 所		大津市京町四丁目1番1号		発行日 2025年 06月 24日 第 1-51-00941-010-01-001 号 - 01	
依頼者名		滋賀県知事 三 日 月 大 造 様		計量証明事業登録 滋賀県知事登録第 第 号 滋賀県知事登録第 第 号 滋賀県知事登録第 第 号	
担当者名		様		〒525-0066 滋賀県 第649番地 株式会社 西日 サルタント	
試料明細		令和4年度 第GS55-32号 琵琶湖流域下水道湖南中部処理区 汚水 汚泥処理維持管理等業務委託 有害項目汚泥分析業務		環境計量士（第 号） TEL 077-562-4978 FAX 077-562-9016	
採取条件		開始日時 2025/06/04 天 候 晴時々曇 09:50 気 温 終了日時 2025/06/04 水 温 受付状況 持込 採取者 (日本メンテナンスエンジニアリング株式会社 琵琶湖事業所)		特記事項：「採取条件については依頼者の申出により記入しました。」	
2025年06月04日 受付試料の計量結果を下記の如く証明します。					
項目・単位		計量の対象		参考値	計量の方法
		湖南中部浄化センター 脱水機棟1 脱水汚泥			
1	アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.001 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
5	有機磷化合物	mg/L	0.1 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
6	六価クロム化合物	mg/L	0.01 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
7	砒素又はその化合物	mg/L	0.006	-	昭和48年環境庁告示第13号
8	シアン化合物	mg/L	0.10 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	mg/L	0.0005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
10	セレン又はその化合物	mg/L	0.002	-	昭和48年環境庁告示第13号
11	弗化物	mg/L	0.28	-	昭和48年環境庁告示第13号
12	ほう素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号準拠
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
15	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
16	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
17	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
18	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
19	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
備考： 本測定は、昭和48年環告第13号の規定に基づき実施し、検液は同告示第一、一、イ、試料液イに規定する方法に従い作成したものである。					

本票は計量法第110条の2第1項に規定する計量証明書です。



計 量 証 明 書

PAGE 2 / 2

発行日 2025年 06月 24日
第 1-51-00941-010-01-001 号 - 01

[illegible]

備考： 本測定は、昭和48年環告第13号の規定に基づき実施し、検液は同告示第一、一、イ、試料液イに規定する方法に従い作成したものである。

分析結果報告書

東海技水第 25121545-002 号

令和 7 年 6 月 11 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

計量証明書 登録 第262号
一般財団法人 琵琶湖技術センター
理 井
名古屋市名 目 地
TEL (052) 771-5101 FAX 465-0021

持込	(令和 7 年 6 月 5 日受入)	試料の種類・採取場所・採取日時・天候・採取者名は 依頼者のお申し出により記入しました。			
試料の種類	脱水汚泥				
採取場所	湖南中部浄化センター 脱水機棟2				
採取日時	令和 7 年 6 月 4 日 11時10分	天候	晴・曇		
採取者名	日本メンテナンスエンジニアリング株式会社 琵琶湖事業所				

上記試料に対する分析結果を次のとおり報告します。

分 析 対 象		単 位	分 析 結 果	備 考
1	水分	%	74.7	
2	熱しゃく減量	%	85.1	
3	発熱量 (以下余白)	J/g	19300	
[備考] 業務名：令和4年度 第GS55-32号 琵琶湖流域下水道湖南中部処理区 汚水汚泥処理維持管理等業務委託 有害項目汚泥分析業務 [分析方法] 水分及び熱しゃく減量：厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知 第95号(昭和52.11)別紙2のⅡを準用 発熱量：下水試験方法(2012) 第5編第1章第16節 自動熱量計を用いる方法(内筒水を自動給水する方法)				

本票は計量法第110条の2第1項に規定する計量証明書です。



計 量 証 明 書

PAGE 1 / 2

発行日 2025年 06月 24日
第 1-51-00941-010-01-002 号 - 01

住 所	大津市京町四丁目1番1号
依頼者名	滋賀県知事 三 日 月 大 造 様
担当者名	様
試料明細	令和4年度 第GS55-32号 琵琶湖流域下水道湖南中部処理区 汚水 汚泥処理維持管理等業務委託 有害項目汚泥分析業務

計量証明事業登録
滋賀県知事登録済
滋賀県知事登録済
滋賀県知事登録済
〒525-0066 滋賀県 649番地
株式会社 西日サルタント
環境計量士（第 号）
TEL 077-562-4978 FAX 077-562-901

採取条件	開始日時	2025/06/04	天 候	晴時々曇	特記事項	「採取条件については依頼者の申出により記入しました。」		
		11:10	気 温					
	終了日時	2025/06/04	水 温					
			受付状況	持込	採取者	(日本メンテナンスエンジニアリング株式会社 琵琶湖事業所)		

2025年06月04日 受付試料の計量結果を下記の如く証明します。

項目・単位		計量の対象	湖南中部浄化センター 脱水機棟2 脱水汚泥	参考値	計量の方法
1	アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.001 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
5	有機燐化合物	mg/L	0.1 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
6	六価クロム化合物	mg/L	0.01 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
7	砒素又はその化合物	mg/L	0.008	-	昭和48年環境庁告示第13号
8	シアン化合物	mg/L	0.10 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
10	セレン又はその化合物	mg/L	0.002 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
11	弗化物	mg/L	0.19	-	昭和48年環境庁告示第13号
12	ほう素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号準拠
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
15	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
16	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
17	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
18	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
19	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号

備考： 本測定は、昭和48年環告第13号の規定に基づき実施し、検液は同告示第一、一、イ、試料液イに規定する方法に従い作成したものである。

本票は計量法第110条の2第1項に規定する計量証明書です。



計 量 証 明 書

PAGE 2 / 2

発行日 2025年 06月 24日
第 1-51-00941-010-01-002 号 - 01

[illegible]

備考：本測定は、昭和48年環告第13号の規定に基づき実施し、検液は同告示第一、一、イ、試料液イに規定する方法に従い作成したものである。

分析結果報告書

東海技水第 25121545-003 号

令和 7 年 6 月 11 日

滋賀県知事 三日月 大造

様

計量証明事 登録 第262号

一般財団 技術大

理井

名古屋市名

TEL (052) 771-5161 (V) T 465-0021

持込	(令和 7 年 6 月 5 日受入)				試料の種類・採取場所・採取日時・天候・採取者名は 依頼者のお申し出により記入しました。
試料の種類	脱水汚泥				
採 取 場 所	湖南中部浄化センター 脱水機棟3				
採 取 日 時	令和 7年 6月 4日	9時40分	天候	晴・曇	
採 取 者 名	日本メンテナンスエンジニアリング株式会社 琵琶湖事業所				

上記試料に対する分析結果を次のとおり報告します。

分 析 対 象		単 位	分 析 結 果	備 考
1	水分	%	77.4	
2	熱しゃく減量	%	86.5	
3	発熱量 (以下余白)	J/g	19200	
[備考] 業務名：令和4年度 第GS55-32号 琵琶湖流域下水道湖南中部処理区 汚水汚泥処理維持管理等業務委託 有害項目汚泥分析業務 [分析方法] 水分及び熱しゃく減量：厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知 第95号(昭和52.11)別紙2のⅡを準用 発熱量：下水試験方法(2012) 第5編第1章第16節 自動熱量計を用いる方法(内筒水を自動給水する方法)				



計 量 証 明 書

PAGE 1 / 2

発行日 2025年 06月 24日
第 1-51-00941-010-01-003 号 - 01

住 所	大津市京町四丁目1番1号
依頼者名	滋賀県知事 三 日 月 大 造 様
担当者名	様
試料明細	令和4年度 第GS55-32号 琵琶湖流域下水道湖南中部処理区 汚水 汚泥処理維持管理等業務委託 有害項目汚泥分析業務

計量証明事業登録
滋賀県知事登録第 7号
〒525-0066 滋賀県 649番地
株式会社 西日サルタン
環境計量士 (第 号)
TEL 077-562-4978 FAX 077-562-901

採取条件	開始日時	2025/06/04	天 候	晴時々曇	特記事項	「採取条件については依頼者の申出により記入しました。」
		09:40	気 温			
	終了日時	2025/06/04	水 温			
			受付状況	持込	採取者	(日本メンテナンスエンジニアリング株式会社 琵琶湖事業所)

2025年06月04日 受付試料の計量結果を下記の如く証明します。

項目・単位		計量の対象	湖南中部浄化センター 脱水機棟3 脱水汚泥	参考値	計量の方法
1	アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
2	水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.001 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
4	鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
5	有機燐化合物	mg/L	0.1 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
6	六価クロム化合物	mg/L	0.01 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
7	砒素又はその化合物	mg/L	0.005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
8	シアン化合物	mg/L	0.10 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
10	セレン又はその化合物	mg/L	0.002	-	昭和48年環境庁告示第13号
11	弗化物	mg/L	0.20	-	昭和48年環境庁告示第13号
12	ほう素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号 準拠
13	トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
14	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
15	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
16	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
17	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
18	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
19	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号
20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	-	昭和48年環境庁告示第13号

備考： 本測定は、昭和48年環告第13号の規定に基づき実施し、検液は同告示第一、一、イ、試料液イに規定する方法に従い作成したものである。

